平成２６年（フ）第３４号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1033番地の３
債務者　下村　和洋
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木戸　貴絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第３５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1035番地
債務者　下村　澄
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木戸　貴絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１４０号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ａ２号
債務者　糟屋　文枝
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５号
石川県河北郡津幡町字太田は234番地７、住民票上の住所東京都港区西麻布２丁目11番９―302号、従前の住所東京都立川市若葉町１丁目13番地の２
債務者　辰己　克子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
三重県いなべ市大安町石榑東2961番地20　ハイツリバーアイランドＣ棟１Ｂ
債務者　森元　勇太
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
奈良県生駒市真弓２丁目１番14号
債務者　コシハウジングこと　越川　卓三
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４７号
岐阜県加茂郡七宗町川並570番地１　エスポワールイワセ106号、前住所岐阜県下呂市火打1531番地５
債務者　細江　康夫
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第６４号
新潟県新発田市小舟町３丁目９番22号
債務者　髙橋　友則
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３０号
島根県浜田市浅井町191番地14
債務者　安達　恭三
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第４８号
長野県下伊那郡高森町山吹3832番地９
債務者　小平　強
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４７号
山口県周南市花陽１丁目17番８号　フランソワハイツ３―Ｇ号、前住所山口県岩国市関戸1037番地１
債務者　鎌倉　宣子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　通山　和史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３８９号
仙台市泉区八乙女３丁目５番地の３　アーバンパレス八乙女207
債務者　菅原　春美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
福島県いわき市平下平窪字粥餅川原４番地
平窪団地201
債務者　竹村　麻利
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第６４号
富山県高岡市鷲北新37番地８、前住所富山県高岡市昭和町２丁目１番15―106号　松和コープ
債務者　篠原　好恵（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２５２号
岐阜市美園町４丁目20番地１　レジデンスみその301号室
債務者　増田　奈美
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７１号
三重県伊賀市荒木1189番地の１　市営住宅荒木団地Ｔ５―５、前住所三重県伊賀市緑ケ丘中町4230番地の１
債務者　プマチャイ　ゲレロ　カリナ　ジオバナ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
津地方裁判所伊賀支部